

# 時評



広島修道大学  
名誉教授  
高橋利安

## 地位協定と新型コロナ対策 ——日伊の比較

**年**頭から、沖縄県や山口県などの在日米軍施設やその周辺で、新型コロナウイルス（オミクロン）の大規模感染が相次ぎ、火元が米軍基地ではないかという疑惑が高まった。実際、米軍関係者も米国からの日本に入国時には検査を行っていないと認めていた。また、海外から在日米軍基地に直接入る場合、日米地位協定により、米兵には日本の検疫が適用されない。玉城知事は、全国知事会（1月6日）で「全国各地のアメリカ軍基地を経由してオミクロン株が拡大した事例が多く見られる」として、日本の検疫法が適用されない根拠となっている日米地位協定の抜本的な見直しを求めた。さらに、全国知事会も「地位協定の抜本的見直し」「日米両国による在日米軍の新型コロナウイルス感染症防止対策の徹底強化と関係自治体への迅速かつ適切な情報提供」を日米政府に要請した（2020年12月23・24日）。

しかし、岸田首相は、日米の外務・防衛担当閣僚による「2プラス2」（7日開催）などを通してアメリカ軍に感染防止策の強化を求めるとしたが、地位協定の見直しの必要は否定した。

沖縄県は、地位協定の問題点を明確化し、協定見直しの必要

を国民共通の認識にするため、他国の地位協定や米軍基地の運用状況について調査を実施し、結果を「地位協定ポータルサイト」に公表している。日米地位協定に関する条文、合意のほか、他国が米国と締結している地位協定の原文、法令、日本語訳を掲載した本サイトは、地位協定問題を考えるうえで非常に有益なものだ。

米軍は他国では、新型コロナにどのような対応をしたのであろうか。ここでは、イタリア駐留米軍の対応を日本との相違を念頭に紹介したい。まず、在伊米軍の基地に関する基本的な事項を整理しよう。イタリアには北大西洋条約に基づき59の米軍基地が存在する（世界で5番目）。駐留米軍の地位や基地の具体的な運用は、米伊の二国間協定（「基地使用協定」並びに「イタリア国防省とアメリカ国防総省との間における了解覚書」及び「基地及び基地施設の使用に関する米伊の国防当局間のモデル実務取極」、など）で定められている。注目すべき点は、①駐留米軍へのイタリア法の適用、②イタリア司令官の基地への自由な立ち入り（基地管理権）、③米軍部隊の訓練及び作戦に関するすべての活動の計画・実施に当たって、イタリア法の遵守義務及びイタリア司令官への事前通告などが明記されていることである。

では、新型コロナへの感染がヨーロッパで最初に急速に拡大したイタリアで、実際、米軍はどのような対応を取ったのか。対応の一端が窺える情報を紹介する。まず、ヴィチェンツァの

陸軍基地責任者は、フェイスブックによる会見で、イタリアの感染状況を踏まえ、アメリカ軍の移動の2か月停止措置を発表した（Il giornale.it. 2020年3月8日）。この措置は、アメリカ軍家族も対象とした。また、カターニャの空軍基地責任者も隊員及び従業員（約5000人）を対象に、基地内の学校・映画館・ジム・プールの閉鎖、ジョギングを禁止する措置を公表した。フェイスブック上の会見では、この措置が、イタリア政府の措置に従ったものであることが明言された（La Stampa 3月12日）。

一方で、2021年8月6日にバルやレストランなどの利用に「グリーンパス（ワクチン接種証明書）」の提示を義務付ける行動制限が開始されたが、アメリカの「接種記録カード（CDCカード）」を提示した米軍関係者が入店を拒否されるという事例が生じた。イタリア保健省は通達で、「CDCカード」は「グリーンパス」の代用になることを確認した。要するに「接種証明書」の提示義務は、米軍関係者にも及ぶことが明らかになった。

以上の限られた事例からも在伊米軍は、イタリア政府のコロナ対策に基本的に従った措置を米軍基地関係者にも適用していること、措置に関する情報が、米軍関係者だけでなくイタリア市民にも公表されていることは明らかである。

新型コロナ問題でも日米地位協定の「問題性」（日本法の適用、管理権、訓練・演習への関与など）が炙り出されている。

（たかはし としやす）